

中央環境審議会第 14 回 環境保健部会議事録

1. 日 時 平成 10 年 11 月 16 日 (月) 10:00 ~ 12:00

2. 場 所 東條会館本館「シルバーの間」

3. 出席者

(部会長) 井形 昭 弘

(部会長代理) 安原 正

(委員) 浅野 直 人

角田 禮 子

小早川 光 郎

竹宇治 聰 子

宮本 一

横山 長 之

(特別委員) 宇野 則 義

香川 順

七野 護

林 裕 造

(五十音順)

江頭 基 子

北野 大

櫻井 治 彦

竹内 輝 博

森 鳶 昭 夫

長田 泰 公

木原 誠

西山 紀 彦

前田 和 甫

(事務局) 岡田企画調整局長

南川保健企画課長

佐藤保健業務室長

上田環境リスク評価室長

細野保健企画課調査官

澤環境保健部長

吉田環境安全課長

緒方特殊疾病対策室長

楠木保健企画課調整官

4. 議 題

(1) 懇談会議事録確認

(2) 今後の化学物質による環境リスク対策の在り方に係る国民意見の概要について

(3) 今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について

(4) ダイオキシン類の健康影響評価について

(5) その他

5. 議 事

【保健企画課長】 おはようございます。朝早くからありがとうございます。時間がまいりましたので、ただ今から中央環境審議会環境保健部会の開催をお願いいたします。既に過半の委員の先生が御出席でございますので、部会は成立いたしております。

審議に入ります前に、資料の確認をいたしますが、本日は、従来から御検討をお願いしておりますP R T Rの在り方の問題に加えまして、ダイオキシン類の健康評価の検討体制につきましてもお諮りしたいと考えております。したがって、2種類の資料からなっております。

では、事務局の方で確認だけさせていただきます。

〔配付資料の確認〕

【企画課長】 もし資料に不備がございましたら、事務局までお申し付け下さい。

それでは、部会長、よろしくをお願いいたします。

【部会長】 ただ今から第14回環境保健部会を開催させていただきます。

まず、この部会の公開・非公開については、特に設定された条件に当たるとは思われませんので、原則に従って、公開とさせていただきたいと思っております。

また、本日配付されている資料につきましても、公開して差し支えないと思っておりますので、御報告申し上げたいと思っております。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

ただ今お話がありましたように、本日の議題は、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方に係る国民意見の概要」、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方」、「ダイオキシン類の健康影響評価について」、「その他」となっております。

まず、10月23日に開催しました懇談会の議事録(案)をお目通しいただきたいと思います。発言部分についてはチェックをお願いしておりまして、その部分は修正してございますが、なおお気づきの点がございましたら、1週間以内にお申し出いただきたいと思います。

【保健企画課長】 前回は、参考人の先生方の発言が当然ながら大変多うございました。これにつきまして、私どもも参考人の先生の方にファックスなり郵送で送らせていただいておりますので、参考人の先生の御発言部分については、参考人の先生の意見を受けて事務局で適宜修正させていただきたいと考えております。

【部会長】 よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方に係る国民意見の概要について」、事務局から御説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料2と参考資料1に基づきまして、今後の化学物質による環境リスク対策の在り方に係る国民意見、募集してありましたものの概要を説明させていただきます。

10月15日に開催された第13回環境保健部会で御了承いただきました資料を基にしまして、翌16日から昨日11月15日までの1カ月間、国民意見を募集いたしました。

周知方法としては、環境庁の記者クラブへお知らせすると同時に、インターネットホームページに載せまして、また、この1カ月間に開催されました業界団体や一般向けのセミナーあるいは神奈川県のパイロット事業での説明会等での紹介、環境パートナーシッププ

ラザに登録されておりますNGOの方への周知といった形で、いろいろな機会に周知させていただきました。郵送、ファックス、電子メールにより事務局（環境安全課）の方に送って下さいということをお願いしたわけでございます。

その結果ですが、今日お配りしておりますのは、準備の関係もありまして、11月13日（金）の正午までの分をまとめております。しかしながら、御承知の方もいらっしゃると思いますが、13日の朝、毎日新聞に意見募集しているという記事が出た関係もありましてか、それ以降にかなり大量に来ました。ちなみに、13日の正午から夕方にかけてが15件、今朝私が役所に寄ってピックアップしてきた土、日に到着した分が、ファックスで約45件、Eメールで約20件で、最終的には合計100件ぐらいの意見が出ているようでございます。これらにつきましては、今週中に最終的にまとめまして、先生方に郵送したいと思っておりますけれども、本日は、13日の正午までにお寄せいただきました分の御紹介と、私どもの方で金曜日の夕方までにいただいた残りの15件につきましては、その中身を見ておりますので、適宜付け加えさせていただきたいと思っております。

ちなみに、金曜日にいただいた分は、地方公共団体の環境部局の方、NGOの方、業界団体の方などでございます。週末にいただいた分は、一般の方が大部分でございました。

内容の方でございますが、参考資料1には、出された意見が出された方々ごとに全部原文のまま掲載しております。これは、ある方がどんなことを言われたかというのを御覧いただくのに参考にさせていただきたいと思っております。それを踏まえまして、本日資料3として討議用資料をお配りしておりますが、後ほどこの審議に参考になるようにということも配慮いたしまして、出されました意見を資料3の項目ごとに整理したものが資料2でございます。

なお、資料2の1枚目は、どういう方から意見が出されているかという一覧でございますが、その裏側にその内訳をまとめております。個人の方が17名。個人名で来られたということで、所属は分けておりますけれども、一応個人という扱いにしております。これについては名前を特に出しておりません。団体の方が9名で、企業、業界、NGO、行政ということで、これらについては名称を記載しております。

それでは、意見の内容を簡単に御説明いたします。3ページから5ページまでが非常に雑駁に事務局の方でピックアップしたものでございます。ですから、この部分は若干はしよった部分がございますので、もう少し正確には、6ページ以降に各項目ごとに整理されたものがございます。ただ、これを全部読みだしますと時間が足りませんので、私の説明は、3ページから5ページまでのピックアップした言葉を中心に説明させていただきますので、6ページ以降は、後ほどの審議のときに参照していただければと思っております。

まず「化学物質に関する環境保全対策の現状と課題」というところで、「我が国における対策の現状」に関して、製品の材料を明示して消費者の選択を可能にするようにしてほしい、という意見がございました。

これに関連して、消費者の削減行動を促すためにもこういったことが必要である、という意見もございました。

1-4の「今後の化学物質対策の基本的な方向性」ということでは、環境庁が化学物質の統合管理を行うべき、という意見に加えまして、各省庁の連携と、地方公共団体の参加の確保ということで、環境庁を中心に連携をとって一本化してほしい、という意見がござ

いました。

それから「P R T Rを機軸とする化学物質対策の展開」ということですが、2 - 2を見ていただきますと、事業者の自主的取組の促進と、行政における情報の集約、政策への企画立案への活用、こういった形にP R T Rを利用してほしい、という意見。

リスクコミュニケーションにつきましては、全セクターの努力のもとにその発展を図るようにしてほしい、という意見。

また、センターをつくる、あるいは資格制度を取り入れるなどしてリスクコミュニケーターを推進できる場をつくる、というような意見もございました。

一方で、現状ではなかなか対応が困難なので、国などで早く有害性の情報提供体制を整備してほしい、という意見もございました。

3番の「P R T Rの導入の在り方」ですが、これも先ほどの繰り返しになりますが、環境庁を中心として、環境保全を中心に据えた制度化をしてほしい、という意見。

その中で、地方自治体が独自に行う取組も尊重してほしい、という意見。

それから、国、地方自治体、事業者の役割を明確化する、あるいはむしろ産業界の自覚を高めて協力を得られるシステムにしてほしい、という意見もございました。

これに関連して、自主的な取組を尊重してほしい、という意見もございました。

また、生態系への取組を明記してほしい、という意見がここにあります。追加の意見でもございました。

それから、2省庁の審議会を一つにできないか、という意見、あるいは既存の法律との整合を図って、包括的にリスク管理をしてほしい、という意見がございました。

また、市民、NGOなどの参加を確保してほしい、という意見もございました。

4ページですが、「P R T Rの実施に関する考え方」ということで、報告の義務化については必要という意見がここに2件ありますが、このほかにもございました。

ただ、データの収集方法は自主的なものを認めてほしい、という意見がございました。

それから、義務化に関連して、報告を出さなかった人あるいは虚偽の報告をした人にはペナルティを課すべきだ、という意見がございました。

対象物質につきましては、灰色物質についても幅広く対応すべきだ、という意見がここに1件だけございますが、追加の意見も含めまして、有害性が疑われるような物質を広めに拾ってほしい、という意見がございました。

また、農薬につきましては、対象物質から外してほしいという意見と、それも含めて一本化してほしいという意見がございました。

混合物の取扱いにつきましては、主に業界の方から、混合物で1%以下しか入っていない部分の報告というのはなかなか難しいので、そのあたりを考慮してほしい、1%、5%といった大きめの裾切りにしてほしい、という意見がございました。

対象事業場につきましては、報告の裾切りとして、従業員数あるいは取扱量で裾切りをすることになると思われますが、小規模の事業場でも大量の化学物質を使っているところがあるので、たくさん取り扱っている事業場については、従業員数が小さくても対象にした方がいいのではないか、という意見もありました。

また、中小企業に対しては、できるだけ幅広く入れてほしいという反面、そういったところに国からの援助、支援も必要だ、という意見、あるいは非点源としてカバーすべき

だ、という意見もございました。

報告内容につきましては、排出量・移動量だけでなく、取扱量・保管量・使用量等も報告の対象にできないか、という意見がございました。

また、報告に関する支援としましては、支援策についてはぜひしてほしいという意見が出されております。これはマニュアルの整備とか成分情報の伝達ということでございますが、一番下にありますように、情報伝達手段はMSDSだけでは不十分な点もある、という業界からの意見もございました。

国と地方公共団体との連携につきましては、地方公共団体の方を中心にいくつか意見が出されております。基本的には環境行政機関が担当すべきだという意見が中心でございますが、地方自治体の関与については、十分に機能するように、報告の部分などに適切に自治体が関与できるようにするべきだという意見があり、あるいは地方自治体の財政支援が必要という意見が自治体絡みでございました。その一方で、集計は国が責任を持つ、国が基本的な枠組みを提示する、あるいは責任を持ってやるべきだ、という意見もございました。

情報の公表のところもかなり意見が出ております。工場・事業所単位まで公表してほしい、あるいは法制化に当たって「知る権利」を明記してほしい、という意見がNGOの方を中心にされております。

それと相反するものとして、4ページの下から5ページにかけてございますが、例えばリスク評価を欠いたまま個別事業所を公開すれば、混乱もあるということで、国から順次段階を踏んで公表するべきだ、あるいは地域別の公表で十分ではないか、あるいは個別データの公表はあくまで事業所の自主性に委ねるべきだ、という意見などがございました。

企業秘密については、ぜひそれを配慮してほしいという意見、その反面、ルールを明確化して、拡大解釈ができないようにするべきだ、という意見もございました。

リスクコミュニケーションの在り方につきましては、前にも出ておりますけれども、十分な整備が必要ということで、中小企業や市民への教育あるいはその中での行政の支援、NGOの役割などに関する意見がございました。また、わかりやすい情報提供が必要だという意見がございました。

データの活用につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、包括的なリスク管理制度あるいはリスク削減に有効になるように制度設計すべきだということ、また、排出量の削減の部分についても検討してほしい、という意見がございました。

それから、トータルリスクの評価できる専門家の育成、あるいは国民もリスク管理に参加できるような仕組みをつくるべきだ、などという意見もございました。

「今後取り組むべき事項」としては、ハザード情報・リスク情報が不備だからといってPRTTRを遅らせてはならない、という意見とか、優先順位付けが必要、あるいは点源・非点源の排出者などの責務なり役割をはっきりすべきだ、という意見。それから、ここには書かれていませんが、追加の意見として、国際的な評価にたえうるものにしてほしい、あるいは国際的な活動に貢献するべきだ、という意見がございました。

「その他」としては、審議会の形式についての意見がございました。また、審議過程の透明化に関する意見、準備期間が必要だという意見などが来ております。

今ざっと整理いたしまして、抜けている部分はあろうかと思いますが、そのほかにつき

ましては、お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

それから、出された意見の中で、国際会議とかアジェンダ21、OECDの勧告などについてまだ十分な審議がなされていないのではないかと、という意見もございましたので、その関係もありまして、今日、参考資料をいくつかお配りしておりますので、これにつきましても後ほど参考にさせていただければと思います。

先ほど申し上げましたが、残りの部分につきましては、早急にこちらの方で整理いたしまして、できれば今週中にでもお手元に届くようにしたいと思っております。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

業界の御意見もございましたが、おおむね前進しようというムードがあるように思います。御質問、御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

これは郵送、ファックス、電子メールによっていただいておりますが、その比率はどのくらいですか。

【事務局】 ファックスが一番多く、半分以上はファックスであります。次がEメールでございます。

【部会長】 皆さんの御意見を知る非常にすぐれた方法だと思いますので、だんだんこういうのが定着していくのではないかと思います。

御意見、御質問ございませんか。

なければ、第1の議題はこれで終了してよろしゅうございましょうか。

それでは、続きまして、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について」、これまでもここで御審議いただいているわけですが、資料が用意されておりますので、御説明をお願いします。

【環境安全課長】 それでは、お手元の資料3を御覧いただきたいと思います。10月15日に開催いたしました第13回環境保健部会で私ども事務局から資料2として、それ以前の御議論も踏まえて、特にPRTTRを中心とした御審議を賜るときの議論のたたき台という形で項目を整理したものを提出させていただきました。第13回環境保健部会でもその資料2に従って御議論を深めていただいたわけでございます。その後、10月23日には参考人の意見聴取もさせていただき、ただ今国民の意見も御紹介させていただきましたが、次第に議論が深まっていく中で、これまでの経過をたどりながら、さらに資料3を本日作成し、お配りしてございます。これは第13回環境保健部会に提出しました資料2に文章の肉付けをするとともに、多少新しい項目も入念に書き加えてまとめてございますので、本日は、これをただ今から御説明申し上げ、それをベースに議論を更に深めていただければという趣旨でございます。

では、お手元の資料3を御覧いただきたいと思います。

1番の「化学物質に関する環境保全対策の現状と課題」につきましては、1-3までは前回までに御議論いただいたものと変更ございません。

1-1、「我が国における対策の現状」でございます。

最初の は、公害被害の苦い経験を踏まえて、化学物質の環境汚染の防止に関する様々な法令に基づく厳格な規制実施ということ。

その次の は、既存の法制度に基づく化学物質対策は、1のように、環境への排出を抑

制するもの、2のように、化学品の製造・輸入の制限や使用・管理方法等を規定するもの、3のように、人への摂取をブロックするもの、といった仕組みがあって、主に人の健康保護の観点から進められてきている。

その次の は、それらは相互補完的に機能し、環境汚染の防止に大きな役割を果たしてきた。その共通点は、個別化学物質ごとに維持されることが望ましい基準等を設定し、環境への排出や使用に係る基準等を厳格に定める規制であったということ。

一方、化学物質対策はこれまで、環境汚染に係る事件・事故の発生等の社会問題化を契機に強化が図られてきたという側面があるということ。

1 ページ目の最後の は、地方自治体の役割等でございますが、環境汚染問題への対処という面では地方公共団体の役割が大きいこと。地方公共団体は、法制度の施行を担うとともに、地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細かな対策を推進といったことでございます。

2 ページを御覧いただきますと、1 - 2、「今日の化学物質問題と環境保全上の課題」を書いてございます。

冒頭には、様々な種類の化学物質汚染について、科学的な知見に基づき的確に評価（環境リスク評価）を行い、社会的な合意の下でこれを適切に管理すること（環境リスク管理）を基本として推進されてきているということ。

従来の規制的手法は、今後とも大きな役割を発揮することが期待されている。また、環境リスク評価や環境リスク管理の充実を図ることが必要。

一方、3つ目の ですが、今後、化学物質による環境への負荷をより効果的かつ効率的に低減するためには、さらに新しい手法の導入の検討が必要な状況。

その次の は、化学物質の排出源は多種多様でありますので、各排出源によって技術的・経済的に最も効果の高い対策手法は異なってくるであろうから、対象とする化学物質や発生源に応じて多種多様な対策を取りうるようなことが求められているということ。

その次の は、そのような規制的手法以外の多様な手法があれば、環境媒体を通じた暴露の程度や健康影響の程度等に関する科学的知見が必ずしも十分でない化学物質についても、未然防止の観点から環境への負荷の低減を図る上で、効果的かつ効率的になるであろうということ。

下から2番目の でございますが、さらに、このような環境媒体を通じた影響等についての科学的知見が十分でないことや、それがあっても情報として正しく伝わらないことは、社会における化学物質に対する過度の不安の要素ともなりうるので、そのことに留意した対策も必要であろうということ。

最後は、人の健康保護に加えて、生態系の保全にも一層配慮した対策が必要であるということ、が書いてございます。

3 ページ目は、「国際的な動向等」についてでございますが、これは客観的事実を束ねたものでございまして、あえて繰り返し御紹介を避けませんが、上から4番目の、「P R T Rは既に米国、カナダ、オランダ、英国、オーストラリア等で既に法制化され」というところ、P R T Rの国際的動向をやや掘り込んで書いた項目を追加してございます。

1つ飛びまして、上から6番目の、7番目の につきましても、内容的には、事業者の自主的管理の規範の整備といったこと、あるいは国内での関係事業者の自主的努力の動

向といったものでございます。

1 - 4、「今後の化学物質対策の基本的な方向性」というサブタイトルを付けて、1の中で書き込んでございますが、これは前は2の「今後の在り方」の中で冒頭に議論しておりましたものを前倒しに1 - 4に移したものでございます。内容的には、4ページの1から3まで、未然防止の観点から、環境負荷の可能な限りの低減を果たしていくべきであるということと、その際、負荷の低減は、多様な方法を用いてできる限り効果的かつ効率的に推進する必要があるということと、事業者、国民、行政が各々の役割を果たすことによって化学物質による環境への負荷の低減を進めうるような仕組みを検討する必要がある、という内容でございます。

前回と異なった項目立てをしておりますのは、これまで御審議いただきました内容が大方「P R T Rを機軸とする化学物質対策の展開」という内容にとどまっております。これは非常にプライオリティの高い内容でございますので、これまでの審議に忠実に項目を整理すると、2番の大きな項目としては、P R T Rに絞り込んだ「P R T Rを機軸とする化学物質対策の展開」ということになってまいります。

2、2 - 1は「P R T R導入の背景」について整理したものでございます。前回は資料2で盛り込まれていた内容を、若干項目を整理して、2 - 1と2 - 2に分けておりますが、内容的には大方同じでございます。ちょっとお目通しいただきますと、3番目の は、米国でのP R T R導入のきっかけ、欧州でのP R T Rの仕組みの特徴を個別の事例を引用して書いております。

4番目の で総括しております。

2 - 2は「P R T Rに期待される多面的な意義」ということでございます。

5ページにまいりますと、一般的に期待される意義、これは多面的ですが、それを5項目に整理して書いてございます。

2 - 3では、「P R T Rにより得られる情報の公表及びリスクコミュニケーション」について書いてございます。この辺は前回とおよそ同じでございます。もう一度お目通しいただきたいと思っております。

3節は「P R T Rの導入の在り方」について、より具体的にエレメントを書きつづっているものでございます。

3 - 1は「導入に当たっての基本的な考え方」でございまして、ここで冒頭に、「P R T R技術検討会」における調査検討の結果等を引用して、それに基づいて、我が国にふさわしい制度の導入を図るべきといったことがイントロダクションとして書いてございます。

6ページにまいりますと、「そのための基本的な枠組みとして、次のようなことが考えられる」として4項目掲げてございます。これも13回部会の資料2と大体同じでございますが、2の項目がややブレイクダウンしてございまして、P R T Rのデータ集計は、事業場からの排出量報告をいただくということ以外に、行政庁が客観的なデータに基づいて推計を行って把握する、その両方があるのだということをブレイクダウンして書いてございます。

3は前回と大体同じでございますが、4が表現ぶりがやや変わっておりますので御紹介します。「化学物質の環境における存在状況の調査（環境モニタリング）の効果的かつ効率的な実施とあいまって、事業者及び国民による環境への負荷を低減するための努力を適

正に支援し、補完することができるようにする」ということが基本的枠組みとして新た
に書いてございます。

3 - 2、「P R T Rの実施に関する考え方」でございますが、最初に技術的な枠組み的
なものをもってきておりまして、項目がやや整理されております。

(1)は「排出・移動量報告手続きの考え方」を書いたものでございまして、これは基
本的に前回と変わりませんが、もう一度御覧いただきたいと思えます。

なお、申し忘れましたが、3のところは、前は「……することが適当ではないか」と
いう疑問形で書いてございましたが、前々回及び前回の懇談会での状況を踏まえまして、
本日このように大方の御了解が得られそうな線で断定的に書きはじめたものでござい
ます。

(2)の「対象物質」につきましては、化学物質の有害性と暴露量の観点から負荷量が
大きいと見込まれる物質を選定することが適当であるということ。

この際、生態系への影響も考慮するべきであるといったことを項目として掲げてござ
います。

7ページにまいりますと、「環境規制の対象物質もP R T Rの対象に含め、より望まし
い環境の実現と、環境行政の効果・進捗状況の把握に活用することが適当である」。こ
うした考え方を対象物質選定の根拠として示しております。

(3)は「対象事業場」の範囲についてまとめたものでございまして、思想的には前回
と同じでございますが、対象物質の排出量を可能な限り報告により把握することを基本と
し、製造している事業者だけでなく、使用している事業者も対象にして、広く対象を設
定することが望ましい。

一方、2番目の ですが、化学物質の取扱いの可能性や、排出情報の把握及び処理の技
術的能力及び経済的負担を考慮して、業種の選定及び対象事業場の規模の裾切り要件の設
定を行うことが適当である、といったことが書いてございます。

「報告内容」につきましては、パイロット事業に依拠して書いてございますが、大気、
水、土壌に排出される排出量、廃棄物として移動される量並びにフェースシートの事業
場の名称及び所在地等の関連情報を報告するという内容を考えているということござい
ます。

(5)は「排出・移動量の報告に関する支援」という形で項目を整理しております。

排出量等の算定を容易にし、負担軽減のために、成分情報の提供体制を整備することや、
排出量算定のためのマニュアルを整備すること等に努める必要があるということ。

マニュアルについては、環境庁が行ったパイロット事業で、事業者への支援方策として
有効であることが確認されている。つまりパイロット事業での経験を踏まえて、さらに充
実していくということで基本線はできているといったこと。

その次の は、「報告すべき排出量等は、次のいずれかの方法により得られたものと
し」ということで、1は、マニュアルに従って行う推定、3は実測データに基づいた算定
ですが、その間にもう一つ追加されておりますのは、「事業者の工夫による適正かつ合理
的な方法により行った推定」ということで、国民意見の募集の中でも出ておりました内容
をピックアップしております。

一番下の は、加えて、電子情報化などを進めることによって負担を軽減、といった内
容を書いてございます。

8 ページでございますが、(6) は「報告対象事業場以外からの排出量の把握」について、前回の考え方と同等のことを書いてございます。

(7) で「国と地方公共団体との連携」について書いてございます。

「情報の公表等についての考え方」でございますが、P R T R においては、事業場からの報告と非点源等の推計を集計することによって、対象とする化学物質の排出量等の全貌を明らかにするデータが得られます。

この情報が社会の様々な構成員に正しく理解されるようにする観点から、環境の媒体別、発生源の種類別、地域別といった形で集計するとともに、表現方法も工夫し、わかりやすく公表するよう努めるべきではないか、ということでございます。

9 ページをお開きいただきますと、電子情報化することにより集計の迅速化を図りながら、公表においても電子情報システムの活用によって利用者が容易に情報を入手しうる仕組みとすべきであるということ。

個別情報の問題については、開示の請求があれば可能な限りそれに応ずることとし、これらの情報が正しく理解されるようリスクコミュニケーションの推進に努めるべきであるということ。

外国の例もここで引いております。これも前回と同じでございますが、企業秘密とされた情報については、外国では、排出量データの公開等に当たって保護される仕組みになっている。

これらの仕組みでは、環境行政が企業秘密も含めて排出量全体を把握できるような仕組みになっていること、企業秘密と判断された件数が少ないことから、P R T R の実施上の問題とはなっていないという事実を書いてございます。

我が国においても、企業秘密を保護する必要はありますが、同時に環境行政として排出量全体を把握できるようにするとともに、企業秘密という名で拡大解釈ができないような一定のルールを定めて公正に判断できるようにすべきである、といったことが書いてございます。

「リスクコミュニケーションの在り方」につきましては、「化学物質による環境リスクの社会的な管理は社会全体の合意に基づいて行われるべきであり、そのためにはP R T R の実施によって得られた情報を含め、環境リスクに関する様々な情報があらゆる主体に共有され、理解されることが必要」、この辺は前回の考え方と同じでございます。

ただ、その次にございますように、「データの一人歩き」や意志疎通の困難性を危惧する事業者の意見が多いことを踏まえて、国や地方公共団体といった行政が適切な説明を併せて行うよう努めるべきである、ということを書いてございます。

「一方、リスクコミュニケーションの一環として、事業者による自主的なP R T R データの公表とそれに関する説明の実施が望ましい」、この辺は前回と同じでございますが、そうした積極的な努力を支援するためにも、行政やそれと同様に中立性が確保された者によるリスクコミュニケーションの推進が必要ということ。

一番下でございますが、こうした観点から、国や地方公共団体が、事業者・国民の相談や問い合わせにきめ細かく対応できるよう配慮が重要、といった内容でございます。

(10) の「P R T R データの活用の在り方」については、目で追っていただきますと、前回とおよそ同じ内容が書いてございます。

5番目の を御覧いただきますと、「このような」、つまり、リスク低減のための国民的理解・協力、公的な関与ということが書いてございますが、「公的な施策としては、環境モニタリングの充実、排出量抑制のための技術開発等が考えられるが、それらの多種多様な対策を可能な限り効果的かつ効率的に進められるようにすべきであり、また、国と地方公共団体が連携して取り組めるよう配慮すべきである」といった内容が書いてございます。

その次に「なお、人の健康への被害や生活環境の保全上の支障の発生を防止するための必要最小限の規制は既に行われていることに鑑み、公的な役割として、P R T Rの結果の公表が国民にむやみに不安を生じさせることがないよう積極的に意識啓発等に努めるべきである」、ということを書いてございます。

4番でございますが、従来、その他、言い残した部分をバスケットクローズで入れ込むための項目を用意してございましたが、その中で、本日の段階で考えられることを入れ込んでございます。

4 - 1は、前は第2節の冒頭に入れてございましたものを、今回主にP R T Rを中心にした御議論をいただいてまいりましたので、「科学的知見の整備・充実」といった基本的な考え方、よりベーシックな考え方については、4番の「今後取り組むべき事項」の中に4 - 1として入れ込んでございます。内容的には前回お示したものと大体同じでございます。基本的な情報の整備、11ページを御覧いただきますと、環境リスク評価の充実と活用といった内容が続いてございます。

次に4 - 2で「国際的なP R T Rの普及と協調のための取組への参加」という内容で、P R T Rをはじめ化学物質対策は一国でなしうるものではございません。国際的協調が必要ということを前提に、世界各国あるいは国際機関で進められている取組に協調的に参加していくという内容のことをいくつか書いてございます。ここにございますように、「P R T R東京国際会議」を例に引いて、アジア諸国を視野に入れたP R T Rの普及といったことについても言及しておりますし、12ページを御覧いただきますと、I O M Cの下で進められているP R T Rの普及と協調のための取組への貢献といったことも書いてございます。

4 - 3では、今国際的に進んでいる環境リスク評価・管理への積極的な貢献も必要という観点から、I P C Sの「環境保健クライテリア」のこと、あるいはO E C DやI P C Sが共同で進めている高生産量の化学物質についてのリスク評価の加速的推進といったこと等が書いてございます。

一番最後のパラグラフ、「さらに、」というところでは、もう既に御承知かと思いますが、既に採択されたP I C条約なり、2000年を目途に今交渉が進んでいるP O P s条約の動向に留意しながら、化学物質の分類、ラベリングといった国際的調和の動きにも目を向けて、国際的貢献をしていかなければいけないといったことが書いてございます。

以上でございます。

P R T Rをはじめ化学物質対策は今一国でなしうるものではございません。国際的協調が必要ということを前提に、世界各国あるいは国際機関で進められている取組に協調的に参加していくという内容のことをいくつか書いてございます。ここにございますように、「P R T R東京国際会議」を例に引いて、アジア諸国を視野に入れたP R T Rの普及とい

ったことについても言及しておりますし、12ページを御覧いただきますと、IOMCの下で進められているPRTRの普及と協調のための取組への貢献といったことも書いてございます。

4-3では、今国際的に進んでいる環境リスク評価・管理への積極的な貢献も必要という観点から、IPCSの「環境保健クライテリア」のこと、あるいはOECDやIPCSが共同で進めている高生産量の化学物質についてのリスク評価の加速的推進といったこと等が書いてございます。

一番最後のパラグラフ、「さらに、」というところでは、もう既に御承知かと思いますが、既に採択されたPIC条約なり、2000年を目途に今交渉が進んでいるPOPs条約の動向に留意しながら、化学物質の分類、ラベリングといった国際的調和の動きにも目を向けて、国際的貢献をしていかなければいけないといったことが書いてございます。

以上でございます。

【部会長】 どうも御苦労さまでした。

かなり膨大なものになっておりますが、どうぞ御質問、御意見をお願いしたいと思えます。

【委員】 全体として、今日出された討議資料を拝見しまして、12回、13回の議論を踏まえ、さらに、国民意見 - - まだ全部集約できていないということではありますが、先ほど御報告いただいた内容からいいますと、主要な部分を取り入れておられてよくまとめていると思います。化学品審議会が既に早く中間答申を出しておられて、中央環境審議会がいつまでも答申をぐずぐずしているということは、はなはだよろしくないことだろうと思いますので、諮問されたことはかなり大きな課題でありまして、それについて、ある意味でパーフェクトな我々としての考えをまとめるのは、相当時間をかけなきゃいけないことだろうと思いますけれども、OECDとの関係での国際的な約束も踏まえますと、この討議資料を基にした形での中間的な我々としての環境庁長官に対する答申を出すことが必要ではないかと思えますので、あまり精緻な議論を完璧にやるということを考えないで、このくらいの整理のところを機軸にしながら、第1次答申でも結構ですし、中間報告でも構いませんが、部会長としてはとりまとめを急がれることがいいのではないかと考えております。

この内容に関しては、細かいことを考えますと、今後の課題として議論しておかなければいけないことがいろいろありそうだという気がちょっとしております。大きな筋書きは、中央環境審議会のスタンスからいいますと、この筋書きでいいのではないかと考えております。特に、OECDの出しているプリンシプルから見ても、たびたび私が強調しておりますように、環境保全上の基礎データとしてPRTRというものを位置づけるということをもまず第1に挙げておかないといけないと思えます。PRTRが自主的取組のためのブラスターである、そこだけを強調するのは、PRTRの本質からいってもおかしいと思っております。全体としての環境政策のために必要な基礎データである。

ただ、誤解を与えてはいけません。PRTRがすべてであるということは我々としても言うべきではないので、PRTRとモニタリング情報、様々な科学的な知見が総合されて環境リスクについての評価につながるということをはっきり認識しておく必要があるわけです。しかし、モニタリングですべて片づけるということは、たびたび申し上げる

ように、非常にコストもかかるし、時間もかかるし、難しい面もある。だから、P R T R と両方が大きな意味を持つのだということは決して譲れない線ではないかと思うわけです。ですから、P R T R の情報を公開すれば、それですべて問題は解決するというのもおかしいわけですし、それで環境リスクが一ぺんに下がるというのは、あまりにも甘い幻想で、ちょうどアセスメントをやれば環境が全部よくなるというのと同じような発想につながりかねない危険な考え方だと私がかねて申し上げているとおりです。

そういう意味では、基礎データであるということと5ページで強調しておられますし、「基本的な枠組み」というところでも、6ページの一番上の1のところ、こういうことがまず最初に強調されているということは、中央環境審議会のスタンスとしては重要な指摘だと考えております。このあたりは、それぞれ役割を与えられた省庁の立場がありますから、ある省庁の立場では別な考え方が出ててもそれは一向に構わないので、どっちが正しいかという議論よりも、環境政策についての方針を示すという立場でものを言うときに、ここをまず重要なポイントだと挙げるということだと思っているので、勝った負けたの話ではないということをお願いしておきたいと思えます。

それから、企業秘密のことが盛んに出ておりました、今日のペーパーの中でも非常に慎重に企業秘密のことについて書いておられますから、これでよろしいかと思えますが、私は、「一定のルールを定めて」という抽象的な言い方よりも、既に、例えば不正競争防止法のような実定法があるわけですから、せめてこのところの書き方は、「関係する他の法制度との整合性を図りつつ」といって、P R T R 固有のかなり幅広い企業秘密論ということが出ないようにしておかないといけない。つまり、法律的に保護すべきものというのは、例えばリバース・エンジニアリングでわかるようなものは保護しないということがはっきりしているわけですが、下手すると、その程度のことまで企業秘密だと言われかねないですね。他の審議会では、どうでもいいような資料まで「企業秘密に含まれる内容が含まれているから取扱いは慎重に」と堂々と言われるわけですから、それから言いますと、全部企業秘密になりかねないので、「一定のルール」などといういいかげんな言い方をしないで、「既存の法制度、他の法令との整合性を図りながら」、さらに、手続きの透明性ということも今要求されているわけですから、「公正な判断」だけでは、ある抽象的なルールを決めておいて、それをどこかがやれば公正な判断だと言われかねませんので、透明性ということがわかるように、最終的には情報公開法の世界までいきますと、訴訟で争えるわけですから、裁判所が取り上げることができるようなことをごちゃごちゃ役所の中でやるというのはおかしいわけですから、「手続きの透明性」ぐらいのことまで踏み込んだ表現があってもいいのではないかと考えております。

なお、今までの論点の中にありませんでしたし、私もそういう意味であまり深く考えてなかったことが、今日の国民からの御意見を拝見して1点だけ気がついた点がございませぬ。それは、今まで私どもは、排出ということに関しての企業秘密だけを意識しておりましたけれども、製品になって出ていくということについてかなり重要な企業秘密がある可能性があります。つまり、化学製品の成分情報というところで企業秘密がある可能性がありますので、従来から自治体でやっておられたときにも、そういう成分情報の提供に関して、企業間で守秘義務に関する契約を締結しない限り情報が出ないということがあったようですね。それはこのペーパーの中では、慎重な表現ぶりながら、「成分情報の提供体制の整

備」という形になっております。これは今回の答申の中で直ちに書くことは難しいと思えますけれども、検討課題としては残りそうだと思います。一定の量以下のものであれば問題ないのですが、かなりの量のものが成分情報としても出てこない可能性が出てくると、そこはP R T Rとして非常にやりづらい面もある。ただ単に最終の環境中へのアウトプットのところでの企業秘密保護ということだけで本当に制度がうまくいくかどうか。これは外国ではクリアしていると思いますので、あまり問題ないのかもしれませんが、先のところでシステム化するときには、ぜひ事務局の方でもその点もお考えいただくと、さらに協力が得やすくなるのではないかと、ということに今日たまたま気がつきましたので、申し上げておきたいと思えます。

【委員】 何点か事業者の立場から意見を言わせていただきます。2ページの最初のところで、「科学的な知見に基づき的確に評価し、社会的な合意の下でこれを適切に管理する」と。これは従来から行われている環境行政でいわゆるクロとして、有害であると認定されているものについて厳しく管理されてきている、このことについて言及されているのだと思えます。5番目の「そのような規制的手法以外の多様な対策手法があれば」云々以下で、「科学的知見が必ずしも十分ではない化学物質についても、未然防止の観点から環境への負荷の低減を図る上で、効果的かつ効率的であろう」とありますが、先ほど先生が言われました、P R T Rの目的は、まず基礎データをしっかりと集めて環境保全に資すると、これは賛成であります。5番目の にありますように、「規制的手法以外の多様な対策手法」とは、その上の にありますように、化学物質の排出源は多種多様であり、また、技術的・経済的に最も効果的な対策手法というものは、企業が自らこれを低減するなり、代替物質を見つける、こういう自主的な努力が効果的かつ効率的だということであろうかと思えます。そういう意味で、自主性の尊重ということも非常に大事だと思えます。

そういう観点からしますと、最初の は、明確にクロと認定されたもので厳しく管理される。5番目の でいいますP R T Rの対象は、事業者の立場からすれば、黒に近い灰色から灰色あるいは灰色になるかもしれない白、あるいは現在の時点では白と言われても、オゾン層破壊の代替フロンのように、今後の新しい知見によって灰色から黒になるかもしれない、そういうものについて、企業が幅広く自主的にこれを社会に向かって報告できるということが大事なのではないかと思えます。企業が自主的に幅広く報告したくなるような、企業としては黒に近い灰色として扱われるのではないかと、こういう不安感がありますと、かえってP R T R制度の精神に反するのではないかと思われそうです。

そういう意味で、できるだけ幅広くという観点から見ていきますと、例えば、ちょっと気になる表現ではありますが、4ページ目の2 - 1の3番目の で、「P R T Rが施設の許認可と結びついた排出管理のためのモニタリングとして位置づける」、これは欧州の例でありますけれども、P R T Rと設備の許認可と直接結びつけて行政が判断される、これはそういう意味で書いていないと思えますが、こういうふうにとられかねないというのは、私の言いました白から灰色までというP R T Rの性格からしますと、施設の許認可には直接関係ないのではないかと。これは恐らく、工場と設置操業の許認可の際にモニタリングされた情報を行政府が集めたものということだろうと思えますので、そういう意味で、P R T Rと許認可と結びつくようにとらえるのはいかがなものかと思えます。

そういう観点からみますと、ただ今先生が言われました企業秘密のことについて8ペー

ジの下から触れていますけれども、次の9ページの一番上の件数との関係であります。企業秘密は、たとえ1件であっても1企業の存立に影響があるという場合がありますので、件数の多い少ないということは関係ないのではないかと思います。そういう意味で、現象としては件数が少ない多いとわかりませんけれども、現実には、たとえ1件でも企業の存立に関わるものについては配慮していただきたいと思います。

企業秘密との関係で、「拡大解釈」云々でございますが、先ほど先生が言いましたように、明確なルールという意味で、他の法令との関係をいろいろ決めた上で明確なルールを定める、これは結構だと思います。そういう意味では、「拡大解釈」というのは非常に懸念されているようですが、「企業秘密の解釈に疑義が出ないような明確なルールを定め、公正な判断と透明度を確保する」、こういうふうに中立的にPRT制度と企業秘密判定について表現していただければ、事業者の方でも納得がいくと思われま

【部会長】 ただ今の御意見に対して御意見をいただいても結構ですし、どうぞ御自由に発言していただきたいと思

【委員】 質問ですが、1ページからずっと「地方公共団体」という形で出てきますが、この場合の「地方公共団体」というのは、都道府県を指すのか、市町村を指すのか。と申しますのは、地域での問題点という場合に、どのあたりの自治体がこれの対象になるかということが大きな問題点でありますので、ぜひそのところを御説明いただきたいと思

それから、今日いただいた資料の5ページの2 - 3の最後の「専門の人材の育成」というふうになる書いてありますけれども、これからはこの部分がかかなり重要になってくるのではないかと。どんなふうに整備され、管理されて、専門家の育成がされて、という部分が大事ではないかと思

それから、7ページの(3)の2つ目の「規模の裾切り」ということが書いてありますけれども、こういう部分での法の抜け道が出てくるのではないかと。むしろ、数字が小さい大きい、中小企業だから、そういうことだけにかかわらず、安全、健康に関する問題でもありますので、ぜひその辺のところをお願いしたいと思います。

拝見してまして、非常に御苦労いただいていることは十分察しますが、トーンダウンしたような感じがします。私たちは非常に関心を高くし、どんな内容になってくるのだろうかということで非常に希望的に見ておりましたが、次第次第に弱くなってきたような感じを受けました。

【保健企画課長】 御指摘ありがとうございます。現在事務局なりに勉強している観点からいくつか御報告いたします。

最初の「地方公共団体」ということですが、これは公害関係におきまして、例えば大気汚染防止法、水質汚濁防止法等いろいろございます。この中では、基本的には都道府県知事が自治体として政策を担っているわけですが、実際は20万あるいは30万規模以上の大都市、中堅都市につきましては、知事の事務を委任されるという形で仕事をしております。したがって、一般的に公害問題において「地方公共団体」というときには、20万あるいは30万以上の都市及び都道府県を指すということになります。

ただ、地方自治体の制度化の扱いにつきましては、従来のような機関委任という形での位置づけができなくなっております。地方自治体に一定の役割を負わせる場合には、法定受託事務あるいは自治事務として明確な位置づけを法的にしなければならないということですので、そういったことも含めて、今後検討していきたいと考えております。

2点目の「専門の人材の育成」につきましては、例えば企業のOBあるいは自治体のOBといった方にぜひ活躍していただけるようなことをこれから考えていく必要があると考えております。

3点目の規模の裾切りの問題でございますが、実質的にPRTTRが排出量の把握に役立つように、その問題について検討してまいりたいと考えております。手続的に情報収集率が高くなるということだけを念頭に置くのではなくて、規模の裾切りによって実質的にPRTTRの精度が落ちないように検討していきたいと考えております。

それから、全体として、私どもは別に、日がたつにつれてシュリンクしたわけではございませんので、ぜひ今回御議論いただいて、いいものを出していただいて、それを踏まえて、国際的な評価にたえるような制度にしていきたいと考えております。先程、御指摘がございましたが、海外でも制度化されておりますし、特にEUについては2000年にもEU全体としての排出量をまとめるという動きもございますので、我が国としてもそういった中で諸外国にも誇りうるような制度に是非していきたいという気持ちでございます。

【委員】 2点申し上げたいと思います。第1点は、5ページから6ページにかけてPRTTRの導入の基本的枠組みとして1から4まで書かれておりますが、1の、基礎的情報を把握する、さらには、排出量を把握する、3は、それを基にしてリスクコミュニケーションについて理解を求める、ここまではそのとおりだと思うのですが、4は、PRTTRの枠組みという話からすると、3で切って、今後こういうようなモニタリングとあいまって更なる低減をするということは、この枠からちょっと外れているのではないかという気もするので、そういう書き方にされる方法はないのかと考えるのですが、いかがでしょうか。というのは、1から3までは確かにPRTTRを入れるという考え方なんですが、4は、そのデータを基に、更なる低減ということになるわけですから、最後の締めくくりのような言葉にされる方がいいのではないかという感じがいたしたわけです。

もう1点は、9ページの「リスクコミュニケーションの在り方」というところの3番目で、「リスクコミュニケーションの一環として、事業者による自主的なPRTTRデータの公表とそれに関する説明の実施は望ましく」、そのとおりでありますので、ここで一たん切るという手はないのか。「事業者による自主的なPRTTRデータの公表とそれに関する説明に努力する。」と。しかし、それがうまくいかない又は円滑にいかない場合というのが出てくると思いますので、その場合に、「中立性を確保した者が関与することによりリスクコミュニケーションの推進が円滑に図られることが望ましい」とか「推進する」とか、そういう表現。自主的ということ自体を主体に置かれているわけですから、それを前段であって、それを補完するものとしてこのようなシステム、実際はそういうことになるかもしれませんが、最初からそれを決めつけるのがいいのかどうかと思ったわけです。

【委員】 2点ほどお伺いしたいのです。9ページのところに「リスクコミュニケーションの在り方」について書かれていますが、1番目で「化学物質による環境リスクの社会的な管理は社会全体の合意に基づいて行われるべきであり」と書いてありますけれども、

これはむしろ「科学的知見に基づいて行われるべきであり」ではないかと思うのです。それは、2ページの1 - 2の の1番目に「科学的な知見に基づき的確に評価し」ということが書かれていますから、この文章をそのまま持ってきてもいいか、あるいは「社会全体の合意」だけではちょっと奇異な感じがいたします。ですから、少数意見でもちゃんとくみ取れるような形に表現を変えていただきたいと思います。

もう一つは、最初から出た「P R T R」というこなれない名前なんですが、これについて何かお考えがあったら教えていただきたいと思います。

【委員】 私も事業者の立場として2点申し上げたいのです。1点目は企業秘密でございますが、この件に関しては委員御指摘があったのですが、企業秘密というのは、企業にとっては死活問題でございますが、万が一ということを見ると、この判断は厳密にやっていただきたいということでございます。そういう意味で、9ページの一番上に「環境行政が企業秘密も含めて」と書いてございますが、ここのところは、環境行政が企業秘密の判断をするかしないかというような意味にもとれかねないので、排出量を把握されるのは当然かもしれませんが、企業秘密の内容の判断を環境行政がやられるということについては、いささか問題なしとしないと思うところであります。

2点目は、報告の届け出先の明確な記述がございませんが、これについてはいろいろと議論がございましたけれども、私としては、国に統一して報告するという方向でお考えいただきたい。

その理由は、企業秘密云々ではございませんで、企業秘密が地方から吸い上げられる、あるいは国が直接報告を受ける、いずれのルートをとっても、公務員の守秘義務が担保される以上、あまり説得力のある議論にはならないと私は個人的に考えております。しかし、やはり国に出したいというのは、地方によっていろいろと裁量が入ってくる可能性がございまして、そもそもP R T Rの法制化の理念から少しずれてくる可能性があるのではないかと、その懸念がございまして、そういう意味で国に報告させていただきたいと考えたところであります。

【委員】 私は少し細かなことをお尋ねしたいのです。まず最初は、5ページの一番下の行に「我が国にふさわしい制度を導入すべきである」という記載がございまして、具体的にどのような内容のことが我が国にふさわしいとお考えか、御説明いただければと思います。

それから、9ページの2番目の、「個別事業場データについても開示の請求があれば可能な限り」云々とございまして、この開示の請求は、どのような段階の人あるいはどのような人、あちこちに書いてございますN G O、事業者、国民、自治体、いろいろございまして、そのすべてが開示の請求ができるのかどうか、具体的なお考えがあれば、その点についてお教えいただきたい。

それから、同じ9ページの下から2番目の の下から2行目、「行政やそれと同様に中立性が確保された者が」云々とございまして、何か特別な、P R T R実施委員会のような別途の組織の設立を現在の時点でお考えなのか。その3点についてお教えいただければと思います。

【保健企画課長】 聞き漏らしがあれば御勘弁下さい。順次、今私どもなりに考えていることを申し上げますが、委員から御指摘のありました、まず、5ページの冒頭の1、2、

3、4、5すべてがP R T Rの中身なのか、ということでございます。これについては、実はいろいろな考え方を私どもは何っておりまして、そういう意味でよく検討させていただきます。ただし、今申せますのは、審議会でも御検討いただいてまとめた形にさせていただいた後に、制度化の問題を政府部内で検討する作業がございます。その中で、何が法制度として必要かということも検討するわけございまして、答申の内容、さらにそれを受けての検討というところで、御指摘の点をぜひ検討していきたいと思っております。

2点目のリスクコミュニケーションに関連してでございますが、私どもとして、当然ながら、円滑にいくべく、どうあるべきかということでございますので、そういう意味で文章も含めて検討させていただきます。

委員からの御指摘でございますが、第1点の問題につきましては、全くごもつともであると思っております。検討させていただきます。

2点目のP R T Rのネーミングにつきましては、募集しておりますが、まだあまりぱっとした代わりが出ておりませんので、これも次回までにどういうコメントがあったかも含めて御報告させていただきます。

委員から御指摘のありました、まず企業秘密の問題でございますが、企業秘密につきましては、先ほど他の先生から御指摘ございましたように、不正競争の防止とか、そういった観点が大きいわけでございます。直接環境庁だけがそれを判断するのが適切かどうかということについては、当然そういう御疑問があると思えます。それはそういったことを十分理解した上で検討させていただきます。

それから、報告先につきましても、御意見として承りましたので、十分検討させていただきます。御趣旨は承知いたしました。

委員からの御指摘の、「我が国にふさわしい」という意味でございますが、現在ありますのがアメリカ型のもの、これは基本的に手続きをして情報を公開する、しかも個別データも全部公表するという形で、さらに必要ならば裁判手続きがある、ということでございますし、また、欧州では、環境保全立法全体の中で、その一つ的手段として環境保全法あるいは環境規制法の中で位置づけられております。我が国ではこういった法制が成り立ちうるかということをよく検討していきたいと思っております。

それから、情報開示の問題につきましては、基本的に、どなたであろうと情報開示は請求できると考えております。

「中立性が確保された者」ということでございますが、これはさらに検討が必要と思えます。できれば、実際にリスクコミュニケーションをより効率的に行っていくために、何らかの中立性が確保された者の役割が必要とは考えますが、行政の簡素化も言われる時代でございます。そういった中で、ただし、P R T Rの実施によって混乱を生じさせたくないと考えておまして、そういった両面を併せてこれから考えていきたいと思っております。

【委員】 先ほどの委員からの御指摘の9ページであります。これは丸をつけているので誤解を生じているのではないかと思うのです。「一方、外国では」というパラグラフの続きで「これらの仕組みでは」と書いてあって、ここはあくまでも外国のことを言っているだけなんです。ここは丸で切ってしまったので、まるで日本のことも言っているようにみえるのですが、丸なしにしますと、外国ではこうですという記述で、これは外国の記述

としては必ずしも誤りではないと思いますから、そこは誤解のないように表現方法に配慮されることが必要ではないかと思いました。

それから、「中立性が確保された者」というのも、確かにいきなり制度的なことを考えてしまうのですが、これはパイロット事業の段階でも盛んに議論されていたことでありまして、大学の研究者のグループのようなものの果たす役割が大きいのではないかと、あるいはそういうものが入っているNPOのようなところの果たす役割が大きいのではないかと、ということは、アセスの問題を議論するときにも同じような議論がありました。私はそういう意味で書かれていると理解しておりまして、南川さんは行政ですから、すぐ予算につながるような話をされますが、必ずしもそんなことでもないのではないかとというのが私の理解でございます。

【委員】 資料3について私の感想を述べさせていただきたいと思います。基本的によく書いているペーパーだと思っております。特に「生態系の保全にも注意を払う」とはっきり明文化したことは評価したいと思いますし、当然、化学物質の使用者も対象とするということも大変結構なことだと思っております。

データの届け出先についていろいろ議論があるようですが、ここでも8ページの真ん中に「国において統一的なルールをつくる」ということが出ておりますし、そういう意味で都道府県に届け出てもそんなに裁量が入ってこないのではないかと思うのです。ただ、PRTRの目的は、ただデータを出せばいいというのではなくて、届け出られたデータに基づいて、その地域の安全というものを考えていかななくてはいけない。そういうことが自治体の使命でもあると思いますので、そういう意味で自治体が動きやすい形をつくるべきではないかと思っております。

対象物質について、暴露可能性と有害性から選ぶと、まさにおっしゃるとおりなんですけど、暴露可能性については、かなりきちんとしたデータが得られるのではないかと。ただ、有害性については、正直言って、なかなかデータが少ない。現在有害というデータが出ているものはもちろん対象となるのですが、それ以外のものは有害でないということではなくて、有害性かどうか分からない、そういう物質群だという理解が必要ではないかと思っております。

最後に環境庁に一つお願いですが、届け出られたデータをいかにうまく使うか。そのためには、7ページの下から2つ目の に、いろいろな推定方法をつくるとか、いろいろな方法を提案されていますけれども、この辺のデータの信頼性をいかに確保していくか。例えば、アメリカのEPAなどでは、似た業種のプロセスを持ってきて、A社とB社でどうデータが違うか。極端に違う場合には、どっちかがおかしいわけですから、そんな形で比較することによっても行政としてもデータをよりインプルーブする余地があると思いますので、その辺もPRTRをより有効的なものにするためには、環境庁の方も努力してほしいなという感じがしました。

【委員】 先ほどの企業秘密の議論に関連していくつかのことを申し上げたいのです。先ほど話題になっていました9ページの4つ目の の「企業秘密も含めて」という部分は、丸を取ればまだわかりやすいのかもしれませんが、それでもなおちょっとわかりにくいところがあると思いますので、もう少し表現をお考えいただきたいと思います。

我が国の問題として考えた場合に、先ほども委員から御指摘がありましたように、情報

公開法との関係をどうするか、というのが問題になるわけです。ただ、今日あるいは近々の段階で議論する際に、情報公開法がどうなるかわからないということがありますので、あまりまじめな議論はしない方がいいのかもしれませんが、ただ、私の意見としましては、最善の方法は、情報公開法が成立し、このP R T Rの制度もその情報公開法の制度と一体として運用される、つまり情報公開法と別に、このデータ開示の制度をこちらの法律で別につくって、別の基準で開示・不開示を判断するというはしない方がいい、それが最善だろうと思っております。その際には、当然、情報公開法の方で企業秘密については、ぎりぎりの線で保護がされる。ここは開示の要請と秘密保護の要請とのぎりぎりの線を見い出さざるを得ないわけですし、恐らく制度によってその線がずれるということはないのではないかと。ということがありまして、私は、情報公開法一本でいきたいという考えであります。

情報公開法自体が、恐らく今考えられておりますのは、各行政機関がそれぞれの立場から企業秘密についての必要な配慮をまずする。その上で、それに問題があるということであれば、第三者的な機関でそれを判断するというわけですので、その仕組みにこの制度も乗っかるのが最善であろうということでもあります。

しかし、仮にそうならなかった場合には、P R T R制度の中できちんとした企業秘密の保護と情報開示の要請との間の線引きの仕組み、仕掛けを考える必要があるわけですし、いずれにせよ、そこはこれからしっかり御判断いただきたいと思っております。

その問題の背後には、この制度のねらいと形をどうするかということがあると思うわけですし、このペーパーではっきりしていないと思うのは、ねらいが何であるか。環境行政の適正な政策形成のためのデータとするというのが第1であって、ついでにそれは一般にも公表し、様々な社会的な議論の素材としてもらうと。あくまでも前者が主であって、後者は従であるという考え方なのか。それとも、そうではなくて、両者は一体であると。もちろん行政のためのデータでもあるけれども、この制度自体が事業者の方々の - - 先ほど大変いい表現を使われたと思いますが、企業活動についての社会への報告の責務を果たす、そこをねらいとした制度である。だから、そこは行政もNPOも全部同列であると考えていいのか。そこが恐らく、私が前半で申しました情報公開の仕組みとの関連づけの在り方とも絡んでくるので、制度を考える際に、ねらいと形がはっきりしていないと、今後いろいろな段階で様々な議論を誘発し、混乱を生じさせるのではないかと。このことを若干危惧しております。この点は、行政のための制度ではなくて、むしろ一般的な意味での制度だと考えたいと思っておりますが、いずれにせよ、そこをはっきりさせていただきたい。

【委員】 全体を拝見いたしますと、非常によくまとまった文章であるとは私は評価しております。2つばかり質問があります。

先ほど、9ページの「リスクコミュニケーションの在り方」というところで、「環境リスクの社会的な管理は社会全体の合意に基づいて行われるべきであり」というのは、「科学的な知見」に置き換えた方がいいのではないかと。御意見がありました。私は、リスクアセスメントというのは科学的知見によらなければいけないけれども、管理はリスクマネジメントですから、科学的な知見を基礎に置いたリスクアセスメントを考慮に入れた社会全体の合意ということだと思っておりますので、あまり変える必要はないのですが、「社会的な管理は」と「社会全体の合意」の間に、例えば「科学的知見を基礎に置いた」と入れ

ればよろしいのではないかと思います。

もう一つは、5ページの問題ですが、将来この文書が関係の省庁あるいはいろいろな分野の方によって手直しされて、これがP R T Rの推進につながるのだと思いますけれども、どのような形でこれがP R T Rの実施のブースターになるとしても、人材の育成が非常に重要だということでありまして、ここのところは、先ほど委員が、これをふくらませてと言われましたけれども、私もそのとおりだと思います。その場合に、私はこの中で、P R T Rを推進する際にどういう人材が不足しているかということを考えなきゃいけません。ですから、そういうことは、P R T R推進のどの局面で、どういう専門家が必要かということと考えなきゃいけないということ。その専門家をどう育成するかということと、一番大事なことは、育成された専門家をいかに使うかということ、そういうことも含めてお考えいただければと思います。

【委員】 単に表現の問題で一、二意見を申し上げさせていただきます。

先ほど9ページの「リスクコミュニケーションの在り方」のところで、「社会全体の合意に基づいて」というところは、確かに書き込みが不十分かなという感じで、それならばどう変えたらいいかと考えておりまして、先生が、「科学的知見を基礎に置いた」を前に入れたらどうかとおっしゃいました。それでもいいと思うのですが、科学的知見と科学的判断というのが別個にあって、知見というのはデータである。化学物質に関する科学的知見は、いくらやっても完全であるということはないわけですね。不完全なデータからいかに適切な判断を下すかということに非常に大きな課題があるわけで、レギュラトリー・サイエンス、「ジャーナル・オブ・レギュラトリー・サイエンス」というのもありますけれども、臨床医学の方でも不完全な知識からいかに最善の治療をするかという判断学があるのと同じように、科学的判断が大事だと思いますので、ここのところは、「正確な情報と科学的判断に裏付けられた社会的合意に基づいて」というふうにしたらどうかと思いました。

先ほどから人材の育成という点でも、不完全な知見から妥当な安全性の幅を見込んで、どのようにリスクを評価するか、また、それをどのように皆さんに説明して納得していただけるか、というようなことを説明できる人が大事だと思っております。

これも小さいことですが、すぐその下に「データの一人歩き」という言葉が出ておりますが、これはあまり国際性のない表現のような気がしますので、「データの誤った解釈や不適切な利用あるいは意志疎通の困難性」というふうにした方が品がいいかなという気がいたしました。

【部会長】 私からも一つ意見を言わせていただきたいと思います。6ページの「対象物質」というところの最初の「は」、パイロット事業もこのように対象を選定していますから、このとおりでいいのですが、この文章から受ける感じが、何となく限定するというイメージなんですね。ですから、対象物質は、環境リスクになるものはすべて網羅するけれども、「特に」とか、あるいは「具体的には選定していく」とか、そういう表現の方がいいのではないかと感じました。

【委員】 多くのことは今までに各委員からお話がありましたので、2点だけ申し上げておきたいと思います。

P R T Rは一方で科学的なデータの問題であると同時に、P R T Rという制度自身は社

会的な制度だということをきっちりと認識しておく必要があると思います。今まで中環審で環境影響評価の法制化を図ってきたわけですが、そこでは、単にデータを集めて、環境負荷の影響を評価するだけではなくて、同時に、それを国民あるいは住民に公表することによってその理解も得る、その2つの側面を持っているわけです。そこで、P R T Rについても、先ほど委員が、情報収集が主で、国民への情報提供は従なのか、それとも2つは一体なのかということで、委員御自身の御意見は伺われませんでした。私はこれは制度としては、データ収集と同時に、それが国民に対して理解される、あるいは情報提供する - - これは「知る権利」というかどうかはともかくとして、そして地域住民の理解を得る、その側面を無視するわけにはいかない - - というよりも、先ほど企画課長から、日本的というのは、アメリカやヨーロッパと同一ではないというお話でしたが、そういう側面も多分にありますけれども、基本的には、P R T Rにしる、環境アセスメントにしる、その他の今の環境行政にしる、国民の側から環境行政に対しての要求があるわけで、今日の国民からの意見聴取でもそれが出ているわけです。そこで、こちら側から「これはデータ収集ですよ」と言って、行政としてそれで足りるかということを考えますと、私はそうはいかないと思います。だから、国民に対して情報を開示するというのと、先ほどから出ております企業秘密などとのぎりぎりの接点をどこで考えていくのか。これは情報公開法でも同じことがあると思いますので、そこは、どちらかを上に置くというような話でなくてお考えいただきたい。

その意味では、第2点であります。自主的取組についても、これは地球温暖化対策推進法でもそうでありましたが、自主的取組についてきちっと位置づけて、企業が自主的に取り組んでもらわなければ、今の役所が何から何まで全部やるということはできませんし、一番よく知っており、かつ、効率的に環境に取り組むことができるのは企業でありますから、P R T Rについても、企業が最も自主的取組をするのに適しているわけです。日本の企業の場合、自主的に取り組んでいるから、それを信用してくれと。確かにそのとおりであります。私は、日本の企業の場合、信頼するに足ると思っておりますけれども、他方で、これに対して、単に自主的に取り組んでいますというだけではなくて、それを何らかの形で透明性を高めるということをしろという国民の側からの要望があることは確かであります。現在、企業の自主的取組について、温暖化推進法は「努めるものとする」としてありますが、省エネ法などでの施策についても、産業構造審議会の3つの部会が合同して、自主的取組について評価するというをやっております。逆に申しますと、そういうことをしなければ、もはや現在の環境行政は国民に受け入れられない、そういう時代になってきているということも十分認識しなければならない。そこで、これを最終的におまとめになる際に、国民の側からの要求に対して、ぎりぎりどこで環境行政としては応えていくのか、そして、データ収集あるいは企業秘密の関係をどこでぎりぎり決着するというふう環境行政の責任においてどこまで考えるのか、ということがにじみ出るというか、それほど文学的である必要はありませんけれども、それがきっちりと出てこない、そこをあいまいにすると、せっかく制度をつくっても、リスクコミュニケーションをしても、企業がどんなにまじめに取り組んでいただいても、国民の側からは「何だ、これは」ということになって、結局、企業の側にとってもうまくいかないという懸念があると思います。

2つの点を申し上げましたが、そのほかの点でいろいろ委員がおっしゃったことについ

ては、私は、盛り込んでいただく必要があると思います。私が申し上げると、かなり極端に聞こえるかもしれませんが、この2つの点については、今までの御意見の中で少しかずんでいたかもしれないので、この点を環境庁の方にきちっとお考えいただきたいという注文をさせていただきたいと思います。

【委員】 私も、今回まとめていただきましたこの討議資料は非常によくまとめていただいていると思います。結構かと思えます。

委員の方が指摘された問題の中で、6ページのところで、基本的な枠組みを1から4まで書いてあるが、4の扱いをどう考えるか、という点でございますが、P R T Rを、情報を出してもらい、それを活用していくというものとして狭く考えますと、確かに1~3ではないかということでございます。しかし、これを、国が法律をもって作る、社会的な仕組みとして構築するということであれば、行政機関としても、事業者、国民の自主的な努力が基本でございますけれども、その自主的な努力を支援・補完していくということで完結するのだらうと思います。ですから、この審議会の意見としては、そういうものとしてP R T Rを考え、そして完結した形でやっていくのだという意見を示していただくということで結構かと思えます。

確かにその後、立法化の作業があるわけでございますが、その場合でも、そのちょっと後に出ております「報告を義務化する」という内容になってはいますが、この義務化が法律を作る場合のポイントになるのだらうと思います。加えて、国としても事業者、国民の努力を支援・補完するための方策を法律に基づいて進めていくということである方が立法化になじみやすいのではないかと、そんな気がしております。

それから、地方公共団体と国との関係でございますが、「連携をして」と書かれておりますので、それで結構ではございますけれども、報告をどこにあげるのか、国に直接あげるのか、地方公共団体を經由するのか、という議論では、やはり地方公共団体を經由するのがいいのではないかと。それは恣意が入るとかという御意見もございましたが、ルールをきちっと示してやっていけば、問題ない形でやれるのではないかと。地方公共団体がそれを主体的に受け止めて、地方公共団体としての施策に真剣に取り組んでいくことが、そういう形をとることによってより促進されるのではないかと考えております。

【保健企画課長】 たくさんの御意見ありがとうございました。私の方からとりまとめて、今私の方で感じたことだけお答えさせていただきます。

まず、情報公開法案関係につきましては、私ども、担当の総務庁を担当者が訪ねましてかなり議論をいたしております。ただ、現状では、継続審議が続いておりまして、見通しが立たない等でございます。情報公開法案の考え方を十分勘案して、それと整合性がとれた形でP R T Rの公開制度も動くということで、当面はやっていきたいと考えております。

この制度のねらいでございますが、環境行政の基礎情報をきちんと得ることと、公表を通じて企業の自主努力あるいは国民の広い理解を得ることについて、当然ながら、一体であると考えておりまして、そういう中で、答申あるいは制度化を検討していきたいと考えております。

委員から御指摘がございまして、また、他の委員からも御指摘がございましたが、「社会全体の合意」云々につきましては、今日の御検討を踏まえまして、新たな文面を考えさせていただきます。

人材の育成の部分につきましても、何人かの先生から御指摘がございましたので、文面を考えさせていただきます。

「データの一人歩き」ということにつきましては、世界共通語である英語にしづらいという点は、全くさようでございますので、共通語になじむような形で文面を考えさせていただきます。

部会長から御指摘がございました対象物質につきまして、私どもは特に限定するという考え方は持っておりませんので、誤解のないように文面を検討いたします。

さらに自主的な取組についての評価を行うことも含めて、国民からの要求にどう応えるか、という大きな御指摘がございましたので、次回までに検討させていただきます。

委員からも御指摘がございましたが、答申、それから制度化、いろいろな段階があるわけでございます。そういう中でどういった対応が一番適切か、これからよく考えていきたいと考えております。

【部会長】 どうもありがとうございました。

これにつきましては、また後でお気付きの御意見があれば、文書で環境庁の方へお寄せいただければ、なるだけ多くの方の御意見を取り込んだ形、これは答申の骨子になっていくものだろうと思っておりますので、そういう意味でぜひ先生方の御意見を反映させるように努力していただきたいと思っております。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。「ダイオキシン類の健康影響評価について」でございます。まず事務局から説明をお願いします。

【環境リスク評価室長】 ダイオキシン類の健康影響評価に係る検討体制につきまして、お手元の資料4を御覧いただきながら、これまでの経緯を御説明したいと存じます。

ダイオキシン類の健康影響評価につきましては、これまで、環境庁において、人の健康を保護するために維持されることが望ましい水準（健康リスク評価指針値）として1日体重1kg当たり5pg、厚生省におきましては、許容限度としての耐容一日摂取量を1日体重1kg当たり10pgと設定しております。

このような中で、本年5月末、WHOの専門家会合において、ダイオキシン類の耐容一日摂取量について、従来の10pg/kg/日を見直し、これを1～4pg/kg/日とする結果がとりまとめられたところでございます。

ダイオキシン類の耐容一日摂取量はダイオキシン対策の基礎となるものでありまして、WHOでの検討結果を踏まえて、環境庁としましても、我が国におけるダイオキシンの健康リスクについて早急に再検討する必要があると、7月24日の第11回環境保健部会において、これまでの経緯と今後の検討の方向などについて御示唆をいただき、それを踏まえ、現在、事務局において情報の収集・整理などの作業を進めているところでございます。

また、厚生省におきましても、耐容一日摂取量の検討のため、去る6月29日、生活環境審議会と食品衛生調査会の合同で「ダイオキシン類健康影響評価特別部会」が設置されまして、議論を進めているところでございます。

一方、ダイオキシン対策に関わる政府部内の連携をより緊密にし、対策の推進を図るために、このたび、内閣の指示により、11月6日、関係省庁の局長レベルによる「ダイオキシン等対策関係省庁会議」が開催されました。この関係省庁会議におきまして、ダイオキシン類の耐容一日摂取量の見直しについて、環境庁及び厚生省が合同で行うこと、さら

に、ダイオキシン類汚染実態調査について関係省庁で協力体制をさらに強化していくことなどが決められたわけでございます。

これを受けまして、厚生省の「ダイオキシン類健康影響評価特別部会」と合同でダイオキシン類の耐容一日摂取量の見直し等を御審議いただくための体制を環境庁としても整える必要があると考えております。

なお、関係省庁会議の資料として参考資料6をお付けしておりますので、後ほどでも御覧いただきたいと思います。

よろしく願い申し上げます。

【部会長】 何か御質問ございますか。

ただ今報告がありましたように、ダイオキシン類の耐容一日摂取量の見直し等につきましては、今後、厚生省の審議会と合同で審議するための体制作りが必要とのことでございます。耐容一日摂取量の見直しといった専門性が非常に強いテーマでございますので、この部会にもダイオキシン問題の御専門の先生にお集まりいただく小委員会 - - 各省庁の連携を密にした小委員会を組織して、その状況と結果を本部会に報告していただきたいと思いますと考えております。

中央環境審議会運営規則第8条第1項に「小委員会を設置できる」と書いてありますが、「ダイオキシンリスク評価小委員会」を設置することを御提案申し上げたいと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、小委員会の委員及び委員長は、部会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。今日の段階では、中央環境審議会の専門委員の任命の手続が終わっておられない方が含まれておりますので、暫定的な委員リストでございますが、事務局から配付して下さい。

〔ダイオキシンリスク評価小委員会名簿配付〕

【部会長】 この候補者をもって小委員会を組織して、委員長には、この部会の委員でもあります鈴木継美元国立環境研究所長にお願いできればということで、この委員の方にはそれぞれ御内諾をいただいておりますが、お認めいただけますでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

【部会長】 どうもありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきますと思います。

「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について」、今日先生方から活発な御意見をいただいたわけですが、これまでの討議をまた取り入れた形で資料を次回用意したいと思います。

次回の日程について事務局からお願いします。

【保健企画課長】 既に先生方の御都合を伺っておりますが、できますれば、11月30日(月)10時からこの場で開催させていただきたいと思っております。

【部会長】 手帳にお控えいただきたいと思います。

それから、日程がうまくつくかわかりませんが、通産省の化学品審議会安全対策部会・リスク管理部会合同部会長の近藤先生がこの部会の委員でもありますが、今日御欠

席でありますので、各省庁の協力という点で少しお話をさせていただきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、これで終わります。

【保健企画課長】 どうもありがとうございました。

- - 了 - -